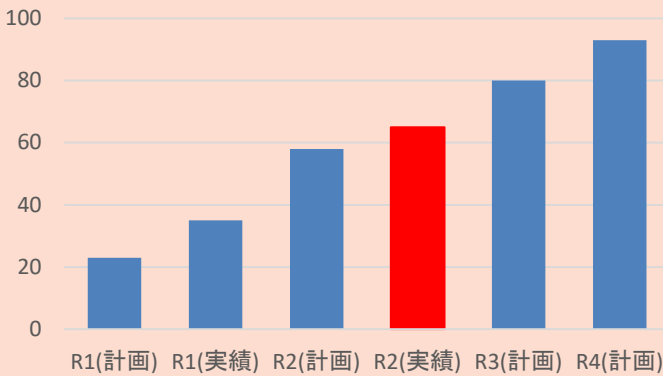


- 顕在化する獣害に対し、「住民自らが考え、まとまって行動する集落ぐるみの獣害対策の取組」を進めてきたことで、**集落柵の整備、集団での追い払いなどの取組が普及してきたものの被害軽減は不十分な状況。**
- 獣害対策のさらなる普及と実施対策の高度化に向けて各地域の普及活動計画に基づき**地域の実情に即した活動を実施。**
- 中央農業改良普及センターに革新支援専門員、地域普及センターに担当者**を配置。**県内関係機関と連携した支援チーム体制**で活動を実施。

具体的な成果

1 獣害対策の高度化に取り組む集落、団体数



2 被害軽減に向けた獣害対策の高度化の推進

- 獣害対策に取り組む集落、団体に向けた実施体制づくりを引き続き実施。
- 防護柵の継続的な維持方法など実施している対策の効果向上に向けた対策改善活動の推進。
- 獣害対策5箇条を基本に総合的な対策の実施を推進。
- 獣害対策の実施と合わせて最終目的である、農業の安定生産や地域活動の活性化により被害軽減と合わせた農業振興を進める。

普及指導員の活動

平成22年度～平成30年度

- **集落ぐるみで対策を行う集落として442を支援**
- **先進的な取組みを実施している集落を「獣害につよい集落優良事例」として34事例を創出。**

令和元年度～

- **市町等関係機関と連携し、対象集落の、活動意識の醸成度、知識の習得度に応じて、研修会や現地調査を実施し、対象の状況に応じた活動を展開。**

■ 対象集落への活動手順

- ① 集落ぐるみでの取組の必要性を啓発。
 - ② 集落住民への勉強会を実施し、基礎的な知識・技術を習得。
 - ③ アンケート調査、集落点検等により、被害状況と課題を集落全員で共有。
 - ④ 実施対策を現地研修会等を通じ実践。
 - ⑤ 効果検証と改善策の整理から、継続的な対策の実施。
 - ⑥ 被害軽減(マイナス→ゼロ)取組から農業生産・地域活性化(プラス)の取組みへ。
- 対策実施集落に対しては、③～⑤+⑥のイメージで対応。

普及指導員だからできたこと

- 市町等関係機関と連携することで、各種事業の活用が進められ、また、獣害関連団体のほか、農地に関わる団体である、多面的機能支払の団体など地域活動を実施している団体との活動が進められている。

写真: (左)研修会、(中央)追い払い現地研修、(右)雑草管理の省力化に向けた実証試験

地域へ出向きそれぞれの獣被害、農業、住民の状況を把握し、それぞれに応じた対策の実施・発展に向けた活動を実施。

農業被害軽減に向けた獣害対策の推進

活動期間：令和元年～4年度

1. 取組の背景

県内で問題となっていた獣被害に対し、平成22年度より獣害対策の普及活動を展開。効果的な取り組みとなるよう「集落ぐるみの獣害対策」を推進してきた。県内に被害金額は平成23年度をピークに減少傾向にあるもののいまだ被害が収まっているとは言えない状況。獣害対策が普及しつつあるものの、対策実施者が期待する効果が実感されていない状況もあり、現在は新たな対策の推進と合わせて実施対策の改善に向けた活動を実施している。

2. 活動内容（詳細）

(1) 集落ぐるみでの取組の必要性を啓発

獣害対策の相談のあった集落等において、まずは集落の代表者や市町担当者等の少数の関係者で獣害対策の実施に向けた検討会を実施。

対象の方々にモデル集落の取組や対策の効果を説明し、多くの方々に全獣害対策に取り組むことが効果的であることを認識してもらう。

(2) 集落住民への勉強会を開催し、基礎的な知識・技術習得を図る。

関係する多くの住民を集めて研修会を開催し、野生獣による獣被害の現状、有害獣の生態、獣害対策5箇条、まとめて獣害対策に取り組むことの意義など、獣害対策に取り組むために必要な基礎的な知識や技術について学んでもらう。

対応にあたっては、マニュアルに基づく説明のほか、現地の実地の野生獣の動きや被害状況などの事例を取り入れて実施。

(3) アンケート調査や集落点検等により、被害状況と課題を広く共有

対象の関係者の参加によるアンケート調査により広範囲の被害状況の可視化、集落点検による現場状況の実感を通じて多くの方々に現状を共有する。

獣害対策に取り組む多くの方々に情報を共有し、これを基に現状に即した対応策を考えてもらうことで、取組の体制、役割分担などができ、具体的な対策につながる。

(4) 実施対策を現地研修会等を通じて実践

検討した対策の実施に向けて、対策の具体的な取り組み方法、例えば、農地を囲う電気柵の設置方法やサル追い払い方法などを、現場で実習するなどして実際の実施につなげる。

(5) 効果検証と改善策の整理から、継続的な対策の実施

獣害対策実施後の被害状況の変化について、農業者への聞き取りやアンケート調査、現地状況確認により検証する。問題点があれば改善策を考え実施する。

獣害対策の効果を維持するために不可欠な継続活動として、防護柵

の維持管理などについて、研修会を実施し、継続可能な集落ぐるみでの取組となるよう進めている。

- (6)被害軽減(マイナス⇒ゼロ)取組から農業生産・地域活性化(プラス)の取組みへ
獣害の発生する集落は高齢化、過疎化がすすむ中山間地域に多い。集落が協力して獣害対策に取り組み、獣被害を軽減していくことで生産意欲の向上や集落活動の活性化につながり、新たな活動に発展するよう促していく。

実施対策の改善にあたっては、(3)～(5)を繰り返し対応。

活用した補助金等：鳥獣被害防止総合対策交付金（令和元年度～）

3. 具体的な成果

地域へ出向きそれぞれの獣被害、農業、住民の状況を把握し、それぞれに応じた対策の実施・発展に向けた活動を実施した結果、令和元年度は、35の集落、団体に獣害対策の高度化が図られました。

かんきつ産地では、サルの被害対策のために群管理への取り組みを実施、防護柵導入地区ではその管理改善（省力化）に向けた取組など、各地域に応じた特色ある対策が進められています。

4. 農家等からの評価・コメント

・これまでの活動で獣害対策に取り組む集落が増えてきたことは評価できる。今後は取り組みの質的向上や継続性、集落を超えた連携で効果を上げることを期待します。

・被害対策とあわせて、地域の活性化に取り組むことは評価できる。
（協同農業普及事業外部評価委員会コメントから）

5. 普及指導員のコメント

獣害対策への取り組みは年々拡大しています。獣害は耕作者だけの問題ではなく、地域農業や生活環境にも悪影響を及ぼします。

獣害防護柵を設置している地区においても、防護柵の維持管理が徹底されていないなどの理由から、十分な効果が得られていない地区があります。

また、近年では特に水田農業において担い手への農地集積が進んできたことから、委託した農家の農業離れが進んでおり、獣害対策や畦畔除草等の管理作業が担い手の農地集積の大きな弊害となってきています。

これらのことから、地域農業の維持活性化には地域住民が一体となって取り組んでいく必要があると考えられるため、獣害対策をきっかけに集落ぐるみでの農業の活性化に向けた取組となるよう進めていきます。

三重県中央農業改良普及センター 農業革新支援専門員(獣害)

6. 現状・今後の展開等

獣害対策5か条を基本に現地の状況に応じた「被害対策」を引き続き進め、さらなる被害軽減につなげるとともに、取組の拡大に向け、周辺地域などへの取組の波及を図る。また、獣害対策と地域農業振興の視点を持ち、農業の生産振興、特産品づくりや地域の元気づくりも目指す。